

学校法人 箕面自由学園寄附行為

昭和26年 3月 7日制定

令和 4年12月14日変更

本学園は、大正15年に、自然環境を教育の基盤として体験と実践と自由創造の精神を培う箕面学園尋常小学校が設立されたことに始まる。その後、この先駆的理念を是とする数多の保護者の参加結束によりその運営のすべてが受け継がれ、昭和21年3月財団法人箕面自由学園に改組し、中学校を開設、学校法人への組織変更、高等学校および幼稚園の開設により、自由な雰囲気のもとに伝統の精神を生かし、個性応能の全人教育的視野に立ち、知育・徳育・体育を兼ね併せつつ教養高い社会人の資質を育成することを目的とする総合学園を形成した。

この法人の事業に参加する者は、すべてこの建学の経緯を認識尊重し、この寄附行為を遵守して、目的達成のため尽力すべきものである。

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、学校法人箕面自由学園と称する。

第 2 条 (事務所)

この法人は、事務所を大阪府豊中市宮山町4丁目21番1号に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 (目 的)

この法人は、建学の精神に基づいて、教育基本法および学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。

第 4 条 (設置する学校)

この法人は、前条の目的を達成するために、つぎに掲げる学校を設置する。

- (1) 箕面自由学園高等学校 全日制課程 普通科
- (2) 箕面自由学園中学校
- (3) 箕面自由学園小学校
- (4) 箕面自由学園幼稚園

第 3 章 役員および理事会

第 5 条 (役 員)

1 この法人に、つぎの役員を置く。

- (1) 理 事 9～18人
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により理事会において選任する。

- 3 理事のうち専務理事、常務理事を若干名置くことができるものとし、理事総数の過半数の議決により理事会において選任する。
- 4 理事長および専務理事、常務理事の解任についても、前2項を準用する。

第 6 条 (理事の選任)

- 1 理事は、つぎの各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の設置する学校の校園長 2～4 人
 - (2) この法人の設置する学校の校園長を除く所属長 3～4 人
 - (3) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2～3 人
 - (4) 学識経験者および社会経験の豊富な者のうちから、理事会において選任した者 2～7 人
- 2 前項第 1 号・第 2 号および第 3 号に規定する理事は、その選任の事由となったものの地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第 7 条 (監事の選任)

- 1 監事は、この法人の理事、職員（校長・教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員若しくは役員の配偶者または三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

第 8 条 (監事の職務)

- 1 監事は、つぎの各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査する
 - (2) この法人の財産の状況を監査する
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査する
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会および評議員会に提出する
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府教育長に報告し、または理事会および評議員会に報告する
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求する
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べる
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 9 条 (役員の任期)

- 1 役員の任期は 2 年とする。ただし補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、任期満了の後も後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

第 10 条（役員の新補充）

理事または監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

第 11 条（役員の新解任および退任）

- 1 役員が、つぎの各号の 1 に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上が出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定またはこの寄附行為にいちじるしく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行にたえないとき
 - (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき
 - (4) この法人の役員としてふさわしくない非行のあったとき
- 2 役員は、つぎの事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 前第 6 条第 2 項に該当するとき
 - (5) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号または第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第 12 条（理事会）

- 1 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事を以て組織する。
- 3 理事会の議長は、理事長を以て充てる。
- 4 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

第 13 条（理事会の新招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の新招集を請求された場合には、その請求のあった日から 2 週間以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、各理事および監事に対して会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、理事全員の同意あるときまたは緊急を要して理事全員に適当と認められる方法によって連絡が可能な場合はこの限りではない。
- 5 理事長が第 2 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 6 第 8 条第 2 項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第 14 条（理事会の新議決方法）

- 1 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席し

なければ会議を開き議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面または電磁的方法を以て、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第15条（業務の決定の委任）

法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定で、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第16条（理事長等の職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 常勤する理事は、理事会の定めるところによって理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。
- 3 前条によって特定の事項の委任を受けた理事は、当該事項についてこの法人の業務を分掌する。

第17条（理事の代表権の制限）

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第18条（理事長職務の代理・代行）

理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

第19条（議事録）

- 1 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事および監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、または議長ならびに出席した理事のうちから議長が指名した理事2名以上および出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

第20条（評議員会）

- 1 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、30～39人の評議員を以て組織する。
- 3 評議員会に、議長および副議長を置く。
- 4 議長および副議長は、評議員の互選によって選任する。

第 2 1 条 (評議員会の招集)

- 1 評議員会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、各評議員および監事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、会議7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第 2 2 条 (評議員会の議事方法)

- 1 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第5項の規定による徐斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面または電磁的方法を以て、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 5 評議員の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第 2 3 条 (評議員会の組織および評議員の選任)

- 1 評議員会は、つぎの各号に掲げる評議員を以て組織する。
 - (1) この法人の職員のうちから選任した者5人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任したもの3人
 - (3) この法人の設置する学校のPTA会長もしくは準ずる者4人
 - (4) この法人の設置する学校に在籍する生徒・児童・園児の保護者のうちから選任した者3人(前3号の評議員を除く)
 - (5) この法人の設置する学校の校舎長2～4人
 - (6) この法人の設置する学校の校舎長を除く所属長3～4人
 - (7) 学識経験者および社会経験の豊富な者のうちから選任した者8～9人
 - (8) この法人の理事(第6条第1項第1号、第2号および第3号の理事を除く)2～7人
- 2 評議員の選任方法は、第50条による施行細則の定めるところによる。
- 3 第1項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号および第8号に規定する評議員は、その選任の事由となったものの地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第 2 4 条 (評議員会開催の時期)

- 1 評議員会の会議は、定例および臨時会とする。
- 2 定例会は毎年3月および5月に招集する。
- 3 臨時会は、必要のつど招集する。

第 2 5 条 (評議員会の諮問事項)

つぎの各号に掲げる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)および基本財産の

処分並びに運用財産中の不動産および積立金の処分

- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- (10) 寄附行為の施行細則に関する事項

第 26 条（評議員会の意見具申）

評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

第 27 条（議事録）

- 1 第 19 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。
- 2 議事録には、出席した評議員および監事が署名もしくは記名押印し、または議長ならびに出席した評議員のうちから議長が指名した評議員 2 名以上および出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 28 条（任期）

- 1 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第 29 条（評議員の解任および退任）

- 1 評議員が下記の各号の 1 に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は、下記の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 前第 23 条第 3 項に該当するとき
 - (5) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号または第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第 5 章 名誉理事

第 30 条（名誉理事）

- 1 この法人の理事長、理事または監事として特に功労があったものを名誉理事に推挙することができる。

- 2 名誉理事は、評議員会の同意を得て、理事会が推挙する。
- 3 名誉理事は、理事長に意見を述べることができる。

第 6 章 資産および会計

第 31 条 (資 産)

この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第 32 条 (資産の区分)

- 1 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

第 33 条 (基本財産の処分の制限)

- 1 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

第 34 条 (積立金の保管)

基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第 35 条 (経費の支弁)

この法人が設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産を以て支弁する。

第 36 条 (会 計)

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第 37 条 (予算および事業計画)

- 1 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 予算および事業計画に重要な変更を加えようとするときも、理事長は前項の議決を得なければならない。

第 38 条 (予算外の新たな義務の負担または権利の放棄等)

- 1 予算を以て定めるもののほか、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 予算を以て定めるもののほか、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）、運用財産中の不動産・積立金の目的外処分、不動産の買受および不動産の長期の貸借につい

ても、前項を準用する。

第 39 条 (決算および実績の報告)

- 1 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、前項による決算および事業の実績を毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事の監査報告書を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第 40 条 (財産目録等の備付および閲覧)

- 1 この法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）および寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合（財産目録等〈役員等名簿を除く〉にあっては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第 41 条 (役員報酬)

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 42 条 (資産総額の変更登記)

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

第 43 条 (会計年度)

この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 7 章 解散および合併

第 44 条 (解 散)

- 1 この法人は、つぎの各号に掲げる理由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 大阪府教育長の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあっては大阪府教育長の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあっては、大阪府教育長の認定を受けなければならない。

第 45 条（残余財産の帰属者）

この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第 46 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

第 47 条（寄附行為の変更）

この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、法令の定めるところによって大阪府教育長の認可を受け、または届け出なければならない。

第 9 章 補 則

第 48 条（書類および帳簿の備付け）

この法人は、第40条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

第 49 条（公告の方法）

この法人の公告は、本法人掲示場に掲示して行う。

第 50 条（施行細則）

この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人が設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、昭和26年3月7日から施行する。
- 2 この変更寄附行為は、大阪府教育長の認可日、令和5年1月10日から施行する。